重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕 団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。 ※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

「マークのご説明】



保険商品の内容を ご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、 特にご注意いただきたい事項

Ι ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み



この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として ご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。 この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、バンフレット等をご確 認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の"保険金をお支払いする主な場合"、"保険金をお支払いしない主な場合"や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意



疆

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約 * 1を他にご契約されているときには、補償が重複することが あります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補 償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください *2。

- ●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用動産特約 ●ホールインワン・アルバトロス費用補償特約
- ●救援者費用等補償特約 ●弁護士費用等補償特約(人格権侵害等) ●トラブル対策費用補償特約 ●葬祭費用補償特約(医療用・所得補償用)
- ●がん葬祭費用補償特約 ●育英費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●教育継続用支援特約
- *1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。
- *2 1 契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがあります。 ので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定



この保険の保険金額 * 1は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。 保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁 のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償においては、保険期間の中途でご加入者からのお申出による保険金額 * 1 の増額等はできません。



(金融庁ホーハページ)

[所得補償·団体長期障害所得補償]

所得補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約、介護と仕事の両立支援特約の保険金額 * 1は、平均月間所得額 * 2以下(平均月間所得額 * 2の 85%以下を目安)で設定してください(保険金額または支払基礎所得額が保険の対象となる方の平均月間所得額*2を上回っている場合には、その上回る部分 については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。)。

- *1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額*3×約定給付率とします。
- *2 直前12か月における保険の対象となる方の所得*4の平均月額をいいます(ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。)。
- *3 保険金の算出の基礎となる加入依頼書等記載の額をいいます。定率型の場合は、原則として健康保険法上の標準報酬月額で設定します。
- *4 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就 業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」か ら「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

5 保険期間および補償の開始・終了時期



ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、バンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金のお 支払対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み



保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

※保険料の割増引率については東京海上日動が保険料を算出する際に適用する値であり、割増引の適用前後の保険料較差は異なる場合があります。

(2) 保険料の払込方法





払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

(3) 保険料の一括払込みが必要な場合について



(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。) ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- ①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- ②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
- ③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
- ④ご加入者の加入部分*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合等
- ※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生した場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。 ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分 * 1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分 * 1 を解除することがありますのでご注意ください。

- ※所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意いただきたい内容につきましては、「II-1告知義務」をご確認ください。
- *1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を 払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。)。

7 満期返れい金・契約者配当金



この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅰ│ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務



加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知 受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあり ます。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください(項目名は補償によって異なることがあります。)。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

[告知事項・通知事項一覧]

★:告知事項 ☆:告知事項かつ通知事項

基本補償·特約項目名	傷害補償	所得補償	団体長期障害 所得補償	医療補償がん補償	介護補償	個人賠償責任 借家人賠償責任 携行品 住宅内生活用動産 救援者費用等 弁護士費用等 トラブル対策費用
生年月日	★ *1	*	*	*	*	★ *2
性別	-	-	*	*	★ *3	_
職業・職務*4	_	☆	_	_	_	_
健康状態告知*5	-	*	*	*	*	_

- ※すべての補償について「他の保険契約等 * 6」を締結されている場合は、その内容についても告知事項(★)となります。
- *1 こども傷害補償の場合のみ、告知事項となります。
- *2 こども傷害補償にご加入される場合のみ、告知事項となります。
- *3 年金払介護補償特約をセットされる場合のみ、告知事項となります。
- *4 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。
- *5 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。*6 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができないときがあります。

[所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償の「告知」(健康状態告知書)]

①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。なお、介護補償にご加入される場合または介護補償を追加される場合で、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者*7、子供、両親、兄弟および団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方とするときには、介護補償の健康状態告知に関して、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。その場合は、健康状態告知を行った方がご署名ください。

- *7 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます (以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。)
 - a. 婚姻意思 * 8を有すること
- b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- *8戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等にはお引受けできないことがあります。

③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日 * 9から 1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります * 10。

- ●責任開始日*9から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。
- ●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません*11 (ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。)。
- *9ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。
- *10 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。
- *11 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

<前記以外で、保険金をお支払いできない場合>

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

(例)「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

4 告知内容の確認について

保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

2 クーリングオフ



ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 保険金受取人



[傷害補償]

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。 死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申出ください。

*1 家族型補償(本人型以外)の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

[がん補償]

保険金受取人を特定の方に指定する場合 * 2は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(原則として親族の中から、1 名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

*2 家族型補償(本人型以外)の場合、配偶者およびお子様は保険金受取人を特定の方に指定することはできません(保険金受取人はその保険の対象となる方ご自身となります。)。

4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意



現在のご加入を解約、減額等をすることを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

Ⅲ│ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等



[通知事項]

- 加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。 ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが 付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「Ⅱ‐1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]]をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

すべての補償共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

●所得補償、団体長期障害所得補償

保険期間の中途において保険の対象となる方の平均月間所得額 * 1がご加入時の額より減少した場合には、《お問い合わせ先》までご連絡のうえ、所得補償の場合は保険金額、団体長期障害所得補償の場合は支払基礎所得額の見直しについてご相談ください。

- *1 直前12か月における保険の対象となる方の所得 *2の平均月額をいいます(ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。)。
- *2 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および 「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入 金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。
- ●借家人賠償責任

保険の対象となる方の住所を変更する場合には、<u>あらかじめ</u>《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、 脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。 ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2 解約されるとき





ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求 * 1 することがあります。返還または請求する 保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間 * 2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- *1解約日以降に請求することがあります。
- *2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約



傷害補償・所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に 係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方 全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4 満期を迎えるとき



[保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合]

●所得補償

就業不能の原因となった病気、保険金請求状況等によっては、次回以降の補償の更新をお断りすることがあります。

●上記以外の補償共通

保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。

●東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

「更新後契約の保険料】

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

[補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合]

所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康 状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たに いただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

[更新後契約の補償内容を拡充する場合]

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額 *1の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。 ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

[保険金請求忘れのご確認]

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、 《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。 更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

[更新加入依頼書等記載の内容]

更新加入依頼書等に記載しているご加入者(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[ご加入内容を変更されている場合]

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

Ⅳ│その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い



- ●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
 - ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 - ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者 およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

● 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、 契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険 協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる 方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
- ●がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。
 - ①この保険が継続されてきた最初のご加入(初年度契約といいます。)の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合 ②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき(その保険の対象となる方を保険金 受取人にする場合は除きます。)
- ●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- ●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等



- ●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- ●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、 財産に関する補償、費用に関する補償	1年以内	原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した 保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
別性に対する価値、負用に対する価値	1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場
所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償		合には、90%を下回ることがあります。

5 その他ご加入に関するご注意事項

東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。 したがいまして、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。



- ●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が 到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、《お問い合わせ 先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管して ご利用ください。
- ●ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険 会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、<共同保険引受保険会社について>をご確認ください。

6 事故が起こったとき

- ●事故が発生した場合には、直ちに(介護補償については遅滞なく、所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償等については30日以内に)《お問い 合わせ先》までご連絡ください。
- ●賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- ●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
- ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
- ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬 明細書等(からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。)
- ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
- ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
- ・附加給付の支給額が確認できる書類
- ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類(介護補償(年金払介護)においては、それぞれの保険金支払基準日において有効な書類とします。)
- ●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人 がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち東京海上日動所定の 条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。
 - *1法律上の配偶者に限ります。
- ●保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
 - ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしませんが、保険金のお支払後に、保険の対象となる方(またはご加入者)から ご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方(またはご加入者)に傷病名 等を察知される可能性があります。
 - ・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方(またはご加入者)が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。
 - 1. 保険の対象となる方(またはご加入者)が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
 - 2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
 - 3. ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合

本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。

- ●保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
- ●損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、 その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
- ●賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 - 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 - 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 - 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

事故受付センター(東京海上日動安心110番)のご連絡先は、後記をご参照ください。

保険の内容に関するご意見・ご相談等

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフ

レット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。

-般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター 東京海上日動火災保険株式会社

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関 である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

指定紛争解決機関

東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行う ことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。 (https://www.sonpo.or.jp/)



20570-022808 (通話料 有料)



IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。 受付時間: 平日午前9時15分~午後5時 (土日祝・年末・年始はお休みとさせていただきます。)

<共同保険引受保険会社について>

引受保険会社	引受割合	引受保険会社	引受割合

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載するものではありません。「団体総合生活保険 普通約款および特約」に記載しています。必要に応じ て団体までご請求いただくか東京海上日動のホームページ等でご参照ください(ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等があ る場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。)。

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康 状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動のホームページのご案内 www.tokiomarine-nichido.co.jp

事故受付センター (東京海上日動安心110番) **55.** 0120-720-110

受付時間: 24時間365日

■団体総合生活保険 補償の概要等

保険期間: 1年

- ※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払い対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額·保険料」表等を ご確認ください。
- ※補償の概要等はご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて東京海上日動のホームページ等でご参照ください。(ホームページの保険約款には記載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。)

傷害補償

■保険の対象となる方がケガ*1*2をした場合に保険金をお支払いします。

- *1 ケガとは、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。
- *2 *1にかかわらず、傷害補償におけるケガには日射または熱射によって生ずる熱中症を含みます。

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・保険の対象となる方の故意または重大 な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な 過失によって生じたケガ(その方が受け 取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺
後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ
入院 保険金 傷害	- マれ対象ではる」人匠した日祭日は、「事故に「九八(180日を成長でしまり。	 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケ
傷害補償基本特約+天災危険補償特約(傷害用) 手 保 術 会	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*リまたは先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶ 入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります。*3 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	ガ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ
通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合) 通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、お支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 *1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBプレース、線副子等およびハローベストをいいます。なお、頚椎固定用シーネ、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーターその他着脱が容易なものを含みません。	

定感染症危険補 償特

賠償責任補償

特約

る物

保険金をお支払いする主な場合

保険金をお支払いしない主な場合

- 特定感染症の発病によって以下のような状態となった場合
- ■発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合
- ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に入院(感染症の 予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)の規定による就業制限 を含みます。)された場合
- ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含み ます。)された場合
- ▶後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金の各保険金をお支払いします(なお、入院・ 通院保険金にはお支払限度日数があります。詳細は、傷害補償基本特約の各保険金を ご確認ください。)。
- ※特定感染症とは・・・・「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染 症法)」第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染 症をいいます。

- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病 した特定感染症 *1
- ・保険の対象となる方の故意または重大な過失に よって発病した特定感染症
- ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発 病した特定感染症(その方が受け取るべき金額部分)
- ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または 犯罪行為によって発病した特定感染症
- ・傷害補償基本特約の規定により保険金をお支払 いするケガに起因する特定感染症
- ・保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発
- 病した特定感染症(更新契約の場合を除きます。)

*1 「天災危険補償特約」をセットされる場合であっ ても、地震、噴火またはこれらによる津波によっ て発病した特定感染症は保険金のお支払い対 象となりません。

賠償責任に関する補償

保険金をお支払いする主な場合

保険金をお支払いしない主な場合

国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方 が法律上の損害賠償責任を負う場合

- ■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせ たり他人の財物を壊した場合
- ■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用また は管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせた り他人の財物を壊した場合
- ■電車等*1を運行不能にさせた場合
- ■国内で受託した財物(受託品)*2を壊したり盗まれた場合
- ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。
- ※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を 除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行 います。
- ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られ ない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合 等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意くださ
- ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支 払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
- ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用に ついて保険金をお支払いする場合があります。
- ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様 の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複す ることがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確 認ください。
- *1 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸 上の乗用具をいいます。
- *2 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジ コン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイル Wi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有 価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生 物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データや プログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超え

- ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害
- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*1)に よって保険の対象となる方が被る損害
- ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によっ て保険の対象となる方が被る損害
- ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険 の対象となる方が被る損害
- ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、 その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって 保険の対象となる方が被る損害
- ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害 賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対 する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使
- ■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること
- ■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い
- ■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の 剝がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損
- ■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に 起因する損害
- ■受託品の電気的または機械的事故
- 受託品の置き忘れまたは紛失*4
- ■詐欺または横領
- ■風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入
- ■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊

- 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以 外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害 賠償責任は除きます。
- *2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、 ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。
- *3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。
- *4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。
- ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地 内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

人賠償 責任 補 特約

保険金をお支払いする主な場合

国内における借用戸室での火災、破裂・爆発、水濡(ぬ)れ、盗難

- の事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、落 雷、風災・雪災、外部からの物体の衝突等の事故により、法律上の損害 賠償責任が生じないときであっても、貸主との契約に基づいて借用戸 室を修理した費用も補償します。
- ※示談交渉は東京海上日動では行いません。
- ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた 場合には、保険金が差し引かれることがあります。
- ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保 険金をお支払いする場合があります。
- ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契 約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。 ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

保険金をお支払いしない主な場合

- ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害
- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ・心神喪失によって生じた損害*1
- ・借用戸室の改築、増築、取りこわし等の工事によって生じた損害*1
- ・借用戸室の貸主との間の特別な約定により加重された損害賠償 責任によって保険の対象となる方が被る損害*1
- ・借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に 起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害*1

法律上の損害賠償責任が生じないときに、貸主との契約に基 づいて借用戸室を修理した費用については、補償の対象となり

費用に関する補償

保険金をお支払いする主な場合

国内において以下のような事由により、保険金の受取人*1が弁護士 費用または法律相談費用を負担した場合
■急激かつ偶然な外来の事故(自動車事故を除きます。)によって

- 被った身体の障害*2または財物の損壊等*3について、相手方に法律 上の損害賠償請求をした場合または法律相談をした場合
- 不当な身体の拘束による自由の侵害、口頭による表示または文書もしくは図面等での表示による名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害を受けた"4ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委 任または法律相談をした場合
- ■痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせを受けた*4ことにより 被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場
- ▶1つの原因事故*5について保険の対象となる方1名あたり300万 円を限度に保険金をお支払いします*6。
- ※弁護士等*7への委任や弁護士等*8への法律相談および弁護士等*8 への費用の支払いに際して、事前に東京海上日動へのご連絡が必
- ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払わ
- れた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償が雪後の保険 契約を他にご契約されているときには、補償が雪後することがあ ります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。
- 保険の対象となる方または保険の対象となる方の法定相続人、 配偶者*9、父母もしくはお子様に該当する方をいいます。
- 病気またはケガをいいます。
- 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。
- 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明で きる場合に限ります。
- 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいま す。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原 因事故とみなします。
- 弁護士等*7への報酬を負担した場合は、東京海上日動が別途定 *6 める上限額の範囲内で保険金をお支払いします。
- 弁護士または司法書士をいいます。
- *8 弁護士、司法書士または行政書士をいいます。
- *9 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあ る方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならな い程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件を すべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。
 - ①婚姻意思*10を有する
 - ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- *10 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり 継続する意思をいいます。

保険金をお支払いしない主な場合

- ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意または重大な過失に よって生じた損害
- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因 する損害
- ・保険の対象となる方の自殺行為*1、犯罪行為または闘争行為によって 生じた損害
- ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によっ て生じた身体の障害 *2、財物の損壊等 *3 または精神的苦痛
- ・液体、気体もしくは固体の排出、流出もしくはいつ出により生じた身体 の障害 *2、財物の損壊等 *3 または精神的苦痛
- ・財物の瑕疵、自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ等に よる財物の損壊等*3
- ・労働災害により生じた身体の障害*2または精神的苦痛
- ・診療、治療、医薬品等の調剤、身体の整形、マッサージまたは柔道整復 等を受けたことによって生じた身体の障害*2
- ・石綿もしくは石綿を含む製品等が有する発ガン性等に起因する身体 の障害 *2、財物の損壊等 *3 または精神的苦痛
- ・環境ホルモンの有害な特性に起因する身体の障害 *2、財物の損壊等 *3 または精神的苦痛
- ・電磁波障害に起因する身体の障害*2または精神的苦痛
- ・騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する身 体の障害 *2、財物の損壊等 *3 または精神的苦痛
- ・職務の遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる 精神的苦痛
- ・保険の対象となる方または賠償義務者 *4 の自動車または原動機付自 転車の所有、使用または管理に起因して発生した身体の障害 *2 また は財物の損壊等*3
- ・保険の対象となる方または保険の対象となる方の配偶者 *5、父母もし くはお子様が賠償義務者*4である場合
- ・保険契約または共済契約に関する原因事故 *6
- 保険金のお支払対象となる原因事故*6による精神的苦痛によって 自殺した場合は、保険金をお支払いすることがあります。
- 病気またはケガをいいます。
- *3 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。
- *4 法律上の損害賠償請求を受ける方をいいます。
- 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方お よび戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質 を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが 書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。)。
 - ①婚姻意思*7を有すること
 - ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- *6 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。 なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事 故とみなします。
- 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継 続する意思をいいます。

護 補償 特約 人格 権侵害

儿 シワ ルバ ス費 補償

特約

援者費

用等補

償特約

品特

約

保険金をお支払いする主な場合

国内の9ホール以上を有するゴルフ場において他の競技者1名以上と同伴し、 パー35以上の9ホールを正規にラウンドするゴルフのプレー中に、**下記のいず** れかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合

- ■下記①および②の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス(公式 競技の場合は、下記①または②のいずれかが目撃したホールインワンまた はアルバトロス)
- ②同伴競技者以外の第三者*1
- ■記録媒体に記録された映像等により客観的に達成を確認できるホールイン ワンまたはアルバトロス
- ▶達成のお祝いとして実際にかかった費用等*2を、1回のホールインワンまたは アルバトロスについて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。
- ※原則として同伴キャディがいないセルフプレー中に達成したホールイン またはアルバトロスは保険金のお支払対象となりません。同伴競技者以外 の第三者*1の目撃証明がある場合または映像等によりその達成を客観的に 確認できる場合に限りお支払いします。
- ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合に は、保険金が差し引かれることがあります。
- ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他 にご契約されているときには、補償が重複することがあります。 ※「ホールインワン・アルバトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいてい
- ても、その中で最も高い保険金額が複数のご契約を通算しての支払限度額 となります。 既に「ホールインワン・アルバトロス費用」を補償する他の保険契約にご加入いただいている場合には、補償内容を十分ご確認ください。
- ※保険金のご請求にあたっては、同伴競技者、同伴競技者以外の第三者*1およびゴルフ場の支配人等のそれぞれが署名もしくは記名捺印したホールイ ノワンもしくはアルバトロス証明書または映像等のうち、東京海上日動が求 めるすべてのもののご提出が必要となります。
- 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・ 後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の 者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、 ゴルフプレーを行わない者は含みません。
- 慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対す る記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。 保険金をお支払いする主な場合

保険金をお支払いしない主な場合

- ・保険の対象となる方がゴルフ場の経営者である場合、その 保険の対象となる方が経営するゴルフ場で達成したホール インワンまたはアルバトロス
- 保険の対象となる方がゴルフ場の使用人である場合、その 保険の対象となる方が実際に使用されているゴルフ場で達 成したホールインワンまたはアルバトロス
- ・ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成したホ ールインワンまたはアルバトロス
- ・パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ

等

保険金をお支払いしない主な場合

国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方またはその親族 等が捜索救助費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合

- ■保険の対象となる方が搭乗している航空機・船舶が行方不明になったまたは 保険の対象となる方が遭難した場合
- ■急激かつ偶然な外来の事故により、保険の対象となる方の生死が確認でき ない場合または、緊急の捜索・救助活動を要する状態になったことが公的機 関により確認された場合
- ■保険の対象となる方の居住に使用する住宅外において被ったケガまたは熱 中症のため、保険の対象となる方が事故の日からその日を含めて180日以 内に死亡または継続して14日以上入院した場合
- ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。
- ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合に
- は、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他 にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあ たっては補償内容を十分ご確認ください。

- ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意または重大 な過失によって生じた損害
- 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた損 害(その方が受け取るべき金額部分)
- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 によって生じた損害
- 無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた事故に よって生じた損害
- ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害
- ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた損害
- ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガまたは 熱中症を治療する場合を除きます。)によって生じた損害
- ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググラ イダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故 によって生じた損害
- ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる 損害

財産に関する補償

保険金をお支払いする主な場合

国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時 的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外 で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合

▶損害額(修理費)から免責金額(自己負担額:1事故について3,000 円)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険 金としてお支払いします。

ただし、損害額は再取得価額*1を限度とします。(貴金属、宝石、美 術品等については時価額*2によって定めます。)

- ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払わ れた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
- ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用につい て保険金をお支払いする場合があります。
- ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険 契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあ ります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。
- *1 保険の対象の構造、質、用途、規模、型、能力等が同一の物を再 築または再取得するのに必要な金額をいいます。
- 再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた額を差し 引いた額をいいます。
- ◎以下のものは補償の対象となりません。

自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、 ドローン、コンタクトレンズ、手形その他の有価証券(小切手は含みま せん。)、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器(じゅ うき)、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物

保険金をお支払いしない主な場合

- ・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の**故意**また は重大な過失によって生じた損害
- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害
- ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害
- ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因 する損害
- ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生 じた損害
- ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損
- ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、 塗料の剝がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害
- ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術 の拙劣に起因する損害
- ・電気的または機械的事故に起因する損害
- ・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害
- ・詐欺または横領に起因する損害
- ・風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは 漏入により生じた損害
- ・保険の対象となる方の居住する住宅内(敷地を含みません。)で生じた 事故による損害
- 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

9

等

保険金をお支払いする主な場合

国内での保険の対象となる方が居住に使用する住宅内(敷地を含みません。) に所在し、保険の対象となる方が所有する家財**に損害が生じた場合

▶損害額(修理費)から免責金額(自己負担額:1事故について3,000円)を差し 引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いしま す。

ただし、損害額は再取得額²を限度(乗車券、通貨等は合計5万円、貴金属、宝石、美術品等は時価額³によって定め、1個または1組あたり30万円を限度)とします。また、残存物取片づけ費用、失火見舞費用もお支払いします。

- ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
- ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。
- ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。
- *1 以下の場所に所在し、保険の対象となる方が所有する家財も含みます。 ・保険の対象となる方の単身赴任先
- ・保険の対象となる方にお子様も含む場合は、お子様の就学に伴う下宿先
- *2 保険の対象の構造、質、用途、規模、型、能力等が同一の物を再築または再取得するのに必要な金額をいいます。
- *3 再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた額を差し引いた額をいいます。

◎以下のものは補償の対象となりません。

自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、コンタクトレンズ、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器(じゅうき)、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物

保険金をお支払いしない主な場合

- ・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の 故意または重大な過失によって生じた損害
- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 による損害
- ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害
- ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害
- ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに 起因して生じた損害
- ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い 等による損害
- ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害
- ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失 または技術の拙劣に起因する損害
- ・電気的または機械的事故に起因する損害
- ・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害
- ・詐欺または横領に起因する損害
- ・風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害
- ・保険の対象となる方の居住する住宅外(敷地を含みます。) で生じた事故による損害

等

*1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

介護補償

住宅内生活用

,動産特

約

- 臨時

用保険

金不

-担保特

保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく所定の要介護状態の認定を受けた状態となった場合等に保険金をお支払いします。この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[公的介護保険連動型(要介護3)]

保険金をお支払いする主な場合 保険金をお支払いしない主な場合 保険期間中に公的介護保険制度に ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態*1 基づく要介護3以上の認定を受けた ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた要介護状態・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた要介護状態(その方が受け取るべき金額部分)・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態 状態となった場合 介護補償保険金額の全額をお支 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間の事故により生じた要介護状態 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態 払いします。 ・アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態 ただし、保険の対象となる方1名 介護補償基本 ・先天性疾患によって生じた要介護状態 につき1回に限ります。 ・医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に 被っている病気やケガ等による要介護状態 *2*3 特約 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合 は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすること 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した要介護状態については、保険金のお支払対 象となります 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっ ても、保険金のお支払対象とならないことがあります。

医療補償

病気により、保険の対象となる方が入院をされた場合等(介護医療院における入院等を除きます。)に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

保険金をお支払いする主な場合 保険金をお支払いしない主な場合 病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガ*1 中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気 疾病入院免責日数"を超えた場合 ▶疾病入院保険金日額に入院した日数(入院日数―疾 ・保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じた病気やケ 病入院免責日数*1)を乗じた額をお支払いします。 ガ(その方が受け取るべき金額部分) 療補償基本特約 ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって 度日数*2を限度(疾病入院免責日数*1は含みません。) 生じた病気やケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガ・精神障害を原因とする事故によって被ったケガ とします。 ※疾病入院保険金が支払われる入院中、さらに別の病 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によ 気をされても疾病入院保険金は重複してはお支払い って生じた病気やケガ +手術保険 ・アルコール依存および薬物依存 できません。 疾病入院 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約とい 保険金 *1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決 めた一定の日数のことをいいます。 2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日 います。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ*2*3 金等不 数として、契約により取り決めた一定の日数のことを 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の 基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の いいます。 担保特 全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いするこ とがあります。 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガに 約 いても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に保険金 支払事由に該当したときは、保険金のお支払対象となります。 *3 病気やケガを正しく告知いただいていた場合であっても、保険 金のお支払対象とならないことがあります。

- ※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。
- ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
- ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

【ご注意】

2018年1月始期契約より医療補償の新規募集は中止しております。ただし、既にご加入されている方におかれましては加入依頼書に印字されているタイプに引き続きご加入いただけますので、印字されているタイプにて更新される場合には、加入依頼書のご提出は不要です。詳しい補償内容については上記の補償の概要等をご確認ください。

【保険金額】

・疾病入院保険金日額(1日当たり) 1,000円

【保険料】免責日数:0日 支払限度日数:60日

保険期間:1年間、団体割引:30% ※ご加入口数は1口のみです。

被保険者本人年齢(歳)	月払 保険料 (円)	被保険者本人年齢(歳)	月払 保険料 (円)	被保険者本人年齢(歳)	月払 保険料 (円)
5~9	40	35~39	40	65~69	300
10~14	40	40~44	60	70~74	410
15~19	40	45~49	80	75~79	560
20~24	40	50~54	110	80~84	780
25~29	40	55~59	150	85~89	860
30~34	40	60~64	220		

保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時点の年齢をいいます。)によって異なります。

がん補償

保険の対象となる方ががん*1と診断確定された場合や、その治療のため先進医療・抗がん剤治療をされた場合等(介護医療院における先進医療・抗がん剤治療等を除きます。)に保険金をお支払いします。

この補償については、「がん葬祭費用補償特約」をセットされる場合を除き、死亡に対する補償はありません。

がん*」と診断確定されたときに、がん*」以外の身体に生じた障害の影響等によって、がん*」の病状が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

*1 補償対象となる「がん」とは以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10 (2013年版) 準拠」および厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)編「国際疾病分類-腫瘍学(NCC監修)第3.1版」に定められた内容によるものとします。また、良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。

なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類-腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合*2で、新たに「悪性新生物」または①「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。

*2 国立がん研究センターが公表している「国際疾病分類腫瘍学第3.2版(ICD-O-3.2)院内がん登録実務用」等は含みません。

【ご注意】初年度契約の保険始期前にがんと診断確定されていた場合は、ご加入者、保険の対象となる方または保険金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入は無効となり、保険金をお支払いできません(この場合、お支払いいただいた保険料を返還できないことがあります。)。

保険金をお支払いする主な場合 保険期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合 ■初めてがんと診断確定された場合 補 ■この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約)から継続前契約まで の連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがん(原発がん)を治療したことにより、がんが認められない 償 がん診断 状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき ■原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合 ▶がん診断保険金額をお支払いします。 ただし、がん診断保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限ります。また、支払事由に 基 保険金 本 特 約 該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。 がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に先進医療*1を受けられた場合 ▶先進医療*1にかかわる技術料*2について保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じて、がん先進医療保険金額を限度とします。 *1 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大 臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省 がん のホームページをご参照ください。)。なお、療養³を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養³は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)。 先進医療特約 次の費用等、先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。 i.公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用(自己負担部分を含む) ii.先進医療以外の評価療養のための費用 iii. 選定療養のための費用 iv. 食事療養のための費用 v. 生活療養のための費用 次のいずれかに該当するものをいいます。 i.診察 ii.薬剤または治療材料の支給 iii.処置、手術その他の治療 保険期間中に抗がん剤治療*1を開始した場合 ▶抗がん剤治療**をした日の属する各月**(について抗がん剤治療**)を開始した時点の抗がん剤治療保険金額をお支払いします。 ただし、抗がん剤治療保険金の支払限度月数は60か月とします。 ※抗がん剤治療^{*1}をされた月の翌月1日から、抗がん剤治療^{*1}をすることなくその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再び 抗がん剤治療*1をされた場合は、新たに抗がん剤治療*1を開始したものとして取り扱います。 抗がん剤治療 *1 以下の条件のすべてを満たす入院または通院をいいます。 補償特約 診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、その治療のための入院または通院であること■公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、抗がん剤づいかる薬剤料または処方せん料 が算定される入院または通院であること *2 抗がん剤治療保険金が支払われる月に、さらに別の抗がん剤治療*1をされても、抗がん剤治療保険金は重複してはお支払いで きません。 *3 診断確定されたがんの治療のため投薬または処方された所定の医薬品*4で、その時点において厚生労働大臣または総務大臣

【「がん先進医療特約」における粒子線治療*1費用のお支払いについて】

の承認を得ているものをいいます。

一定の条件²を満たす場合に、東京海上日動から治療を実施した医療機関へ粒子線治療¹にかかる技術料相当額を照射日以降に直接お支払いできる場合があります。事前のお手続きが必要になるため、遅くとも治療開始の3週間前までに《お問い合わせ先》までご連絡ください (医療機関ではなく、お客様にお支払いすることもできます。)。

- 「粒子線治療」とは、重粒子線治療、陽子線治療をいいます。
- *2 「一定の条件」とは、以下の条件等をいいます。詳細は《お問い合わせ先》までご連絡ください。
 - ・粒子線治療*1が「がん先進医療特約」のお支払い対象となる 先進医療であること。
 - ・責任開始日から1年以上継続してご加入いただいていること。 ・粒子線治療*1開始前に保険金のお支払対象であることが確認できること。
- ※変更・中止となる場合があります。

【保険期間:1年間、団体割引30%】※ご加入口数は1口のみです。

*4 医薬品の種類によっては、お支払の対象とならない場合があります。

【がん補償】がん診断保険金額 100万円 月額保険料

いて開展している。			ן ונלטטו		.17
被保険者本人年齢(歳)	保険料(円)	被保険者本人年齢(歳)	保険料(円)	被保険者本人年齢(歳)	保険料(円)
5~9	60	35~39	590	65~69	3,950
10~14	90	40~44	820	70~74	5,730
15~19	70	45~49	1,140	75~79	6,450
20~24	30	50~54	1,420	80~84	7,850
25~29	170	55~59	1,900	85~89	8,970
30~34	320	60~64	2,940		

【がん補償】がん診断保険金額 200万円 月額保険料

被保険者本人年齢(歳)	保険料(円)	被保険者本人年齢(歳)	保険料(円)	被保険者本人年齢(歳)	保険料(円)
5~9	120	35~39	1,180	65~69	7,890
10~14	190	40~44	1,630	70~74	11,460
15~19	140	45~49	2,280	75~79	12,890
20~24	70	50~54	2,840	80~84	15,700
25~29	350	55~59	3,790	85~89	17,940
30~34	630	60~64	5,890		

【がん補償】抗がん剤治療保険金額 5万円 月額保険料

被保険者本人年齢 (歳)	保険料(円)	被保険者本人年齢(歳)	保険料(円)	被保険者本人年齢(歳)	保険料(円)
5~9	30	35~39	260	65~69	2,170
10~14	30	40~44	430	70~74	2,790
15~19	40	45~49	610	75~79	3,140
20~24	60	50~54	850	80~84	3,130
25~29	90	55~59	1,180	85~89	2,650
30~34	130	60~64	1,660		

【がん補償】抗がん剤治療保険金額 10万円 月額保険料

被保険者本人年齢(歳)	保険料(円)	被保険者本人年齢(歳)	保険料(円)	被保険者本人年齢(歳)	保険料(円)	
5~9	60	35~39	510	65~69	4,340	
10~14	60	40~44	850	70~74	5,570	
15~19	70	45~49	1,210	75~79	6,290	
20~24	120	50~54	1,710	80~84	6,260	
25~29	170	55~59	2,370	85~89	5,300	
30~34	270	60~64	3,330			

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時点年齢をいいます。)によって異なります。

※被保険者は満5歳以上満89歳以下の方に限ります。

団体長期障害所得補償(GLTD*1)定額型

病気やケガによって所定の就業障害になった場合に保険の対象となる方が被る損失に対して長期間にわたり保険金をお支払いします。

【ご注意】ただし、死亡された後は、いかなる場合でも「就業障害」とはいいません。

*1 GLTDは団体長期障害所得補償(Group Long Term Disability)の略称です。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

団体

長期

障

補償基

本

特約

天災

危険

補償特約

(団体長期

傷

得補

償用

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

保険金をお支払いする主な場合

保険金をお支払いしない主な場合

支払保険金=支払基礎所得額*3×所得喪失率*4×約定給付率(100%)

ただし、支払基礎所得額¹³が保険の対象となる方の平均月間所得額¹⁵を超える場合には、 平均月間所得額¹⁵を支払基礎所得額¹³としてお支払いする保険金の額を算出します。

- ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
- ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。
- ※東京海上日動は保険の対象となる方が就業障害の状態になった場合には、ご契約者または保険の対象となる方と、保険の対象となる方の業務復帰援助のために協議することがあります。東京海上日動はその協議の結果として社会通念上保険の対象となる方の業務復帰のために有益と認められる費用をお支払いします。
- *1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます。
- *2 「てん補期間'6内の就業障害の日数」をいいます(お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。)。
- *3 保険金の算出の基礎となる申込書等記載の額をいいます。
- *4 病気やケガにより全く就業できない場合は100%とします。一部就業できる場合は、次の方法により計算します。

所得 喪失率=1- 免責期間*1が終了する日の翌日から起算した各月における回復所得額*2 免責期間*1が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得*8の額

ただし、所得¹⁸の額について給与体系の著しい変動等の特殊な事情の影響があった場合は、公正な調整を行うことがあります。

- *5 就業障害が開始した日の属する月の直前12か月における保険の対象となる方の所得*の平均月額をいいます。
- *6 同一の病気やケガによる就業障害*9に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間(免責期間*1終了日の翌日からの期間)のことをいいます。
- *7 免責期間*¹開始以降に業務に復帰して得た所得*⁸の額をいい、免責期間*¹の終了した 月から1か月単位で計算します。
- (8) 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。
- *9 就業障害が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業障害の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によって再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。

- ・保険の対象となる方の<mark>故意</mark>または**重大な過失**に よって生じた病気やケガによる就業障害
- ・保険金の受取人の<mark>故意</mark>または**重大な過失**によって生じた病気やケガによる就業障害(その方が受け取るべき金額部分)
- ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為また は犯罪行為によって生じた病気やケガによる就 業障害
- ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生 じた病気やケガによる就業障害
- ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気 やケガによる就業障害(「妊娠に伴う身体障害補 償特約」をセットされる場合は、お支払対象とな ります。)
- ・妊娠または出産による就業障害
- ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる 就業障害
- ・保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業障害(「認知症・メンタル疾患補償特約(精神障害補償特約(D))」がセットされておりますので、所定の精神障害については精神障害てん補期間 *1を限度にお支払対象となります。)
- ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のない ものによる就業障害
- ・発熱等の他覚的症状のない感染による就業障害
- ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約 (初年度契約といいます。)の保険始期の直前1 年以内に被った病気やケガによる就業障害*2*3

等

- *1 「団体長期障害所得補償基本特約」のてん補期間にかかわらず、精神障害てん補期間が限度となります。
- *2 初年度契約の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業障害については、保険金のお支払対象となります。
- *3 就業障害の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。

※「就業障害」とは、以下の状態をいいます(就業障害の定義:定義E)。

免責期間*1中 てん補期間*2開始後

病気やケガに伴う下記①~③のいずれかの事由により、保険の対象となる方の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態。

- ①その病気やケガのために、入院していること。②その病気やケガにつき、医師の治療を受けつつ、在宅療養していること。
- ③その病気やケガにより、経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること。
- *1 免責期間については上記本文(保険金をお支払いする主な場合欄)内の[*1]をご確認ください。
- *2 てん補期間については上記本文(保険金をお支払いする主な場合欄)内の[*6]をご確認ください。
- *3 職種を問わず、すべての業務に終日従事できない状態をいいます。例えば、会社員で営業職の方の場合、終日出社できず他の業務(軽作業や事務作業、テレワーク等)も全くできない状態です。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。 ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、 ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。					
□保険金をお支払いする主な場合	□保険金額*1、免責金額(自己負担額)				
□保険期間	□保険料·保険料払込方法				
□保険の対象となる方					
*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。					

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してく ださい。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

確認事項	傷害補償	団体 長期障害 所得補償	医療補償	がん補償	介護補償	左記以外 の補償
□加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか?	_	0	0	0	0	_
□支払基礎所得額×約定給付率は、平均月間所得額*1以下となっていますか? (平均月間所得額*1を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。また、平均月間所得額*1がご加入時の額より減少した場合には、支払基礎所得額×約定給付率の見直しを行ってください。) なお、支払基礎所得額×約定給付率の設定方法やお引受けできる限度額についてはパンフレット等をご確認ください。 *1 「平均月間所得額」とは、加入申込み直前12か月における保険の対象となる方の所得の平均月額をいいます。	_	0	_	_	_	l
●『健康状態告知が必要な場合のみ』ご確認ください。 □保険の対象となる方が「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか? *2 介護補償については、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただくことも可能です。	_	0	0	0	○ *2	
●『「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」にご加入される場合のみ』ご確認ください。 □原則として同伴キャディがいないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金が支払われないことをご確認いただきましたか? ※ 同伴競技者以外の第三者の目撃証明がある場合または映像等によりその達成を客観的に確認できる場合に限り保険金をお支払いします。	_	_	_	_	_	0
□加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか?	0	0	0	0	0	0

3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか?

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。

*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

告知の大切さについて、ご説明させてください。

所得補償・団体長期障害所得補償(GLTD)・医療補償・がん補償・介護補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合*1には、保険の対象となる方(被保険者)について健康状態の告知が必要です。

*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます(更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。)。

※医療補償またはがん補償で家族タイプにご加入される場合には、保険の対象となる方(被保険者)ご本人のほか、配偶者様や満23歳未満のお子様全員についても告知が必要です。

告知書は保険の対象となる方(被保険者)ご自身がありのままにご記入ください。*1

告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。*2

- ※一括告知制度を採用している場合は、ご契約者が一括してご記入ください。
- *1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。 介護補償にのみ(追加)加入される場合で、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟および団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方(被保険者)とするときには、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。
- *2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。

保険金請求時等に、

告知内容についてご確認させていただく場合があります。



告知いただく内容例は次のとおりです。

- ① 入院または手術の有無(予定を含みます。)
- ② 告知書記載の特定の病気・症状に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療(投薬の指示を含みます。)の有無
- ③ 過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の 有無 等

以下のケースも告知が必要となります。

- ●現在、医師に入院や手術をすすめられている。
- ●過去2年以内に告知書記載の特定の病気について医師の 指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- ●過去2年以内の健康診断における告知書記載の検査で「要精密検査」と指摘をされたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。
- ※ 告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

ご注意ください。

告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

新たな保険契約への切換の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。

告知すべき内容を後日思い出された場合には、«お問い合わせ先»までご連絡ください。

所得補償・団体長期障害所得補償(GLTD)・医療補償・介護補償については、支払責任の開始する日よりも前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払対象となります。

※お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。 ※インターネット等によりお手続きされる場合は、告知書へ記入することにかえて、画面上に入力してください。 また、本資料中の「告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。 告知に関するお問い合わせは、《お問い合わせ先》までご連絡ください。





団体総合生活保険の 2025年10月1日以降始期契約のご契約者様

東京海上日動火災保険株式会社

団体総合生活保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご契約いただいております団体総合生活保険について、2025年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

■ 主な改定点

〇印のある補償について、下記のとおり改定いたします。

しらののも間はについ		0		
		変更する補償		
① 傷害補償	② 団体長期障害所得補償	③がん補償	4介護補償	⑤賠償・財産・費用

変更する補償				5	-1 -1		
1			4	<u>(5)</u>	改定項目	概要	
		0			「がん診断保険金」等の 保険料改定	がん罹患率の上昇に伴う「がん診断保険金」等の収支状況の悪化等を 踏まえ、今後も安定的にお客様に補償を提供し続けるために、「がん補 償基本特約」の「がん診断保険金」等の保険料を引き上げます。 ※年齢区分によっては保険料引下げとなる場合があります。	
		0			「抗がん剤」の定義の改 定	抗がん剤として治療に使用される医薬品をより広く補償するため、約款上の「抗がん剤」の定義を改定します。 <対象特約> 抗がん剤治療補償特約、がん再発転移補償特約、がん生活支援特約	
0					参考純率改定等を踏ま えた保険料改定	2024 年 6 月の傷害保険参考純率改定および収支状況を踏まえ、保険料を改定します。	
0				0	熱中症の補償追加	昨今の酷暑やお客様のニーズを踏まえ、すべてのお客様に熱中症補 償をお届けすべく、「傷害補償基本特約」等において熱中症を補償対象 とします。 ※昨今の熱中症患者の増加傾向を踏まえ、「熱中症危険補償特約」対比 で熱中症補償部分の保険料を引き上げます。 ※熱中症の補償追加に伴い、「熱中症危険補償特約」は新規契約・更新契 約ともに販売を停止します。	
0					職種級別による料率区 分の廃止	傷害補償における職種級別による料率区分を廃止(保険料を一本化) し、保険加入時や職業変更時における職業・職務に関する申告を不要 とします。	
0					「特定感染症危険補償特 約」の保険料改定	先般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大における収支状況等を 踏まえ、安定的にお客様に補償を提供し続けるために、保険料を引き 上げます。	

_	変更する補償 ① ② ③ ④ ⑤				改定項目	概要		
	0				「交通事故傷害危険のみ 補償特約」等、一部特約 の販売停止	商品・ラインナップを見直し、より多くのお客様に必要な補償をわかりやすく提供できるようにします。 <販売停止の対象特約> 種目 特約名		
0							業務上の身体障害のみ補償特約 業務上の身体障害および特定疾病のみ補償特約 業務上の身体障害および特定疾病不担保特約	
						(*)既導入団体・契約においては、継続してご契約いただけます。		
					「弁護士費用等補償特約 (人格権侵害等)」等の約 款改定	(2)約1型トの 人格権信害 について インターネット投稿前便等の 目		
	0		0		付帯サービスの一部終 了	利用実績が少ないサービスを終了します。 ※2025 年 10 月 1 日(水)以降、各サービスは、新規契約・保有契約ともに		

このご案内は、2025 年 10 月 1 日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載しているものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しい補償内容等については「約款」に記載していますので、必要に応じて東京海上日動のホームページでご参照いただくか、代理店または東京海上日動までご請求ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

作成年月:2025 年 10 月 募集文書番号:25TC-003114

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ! 東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

・メディカルアシスト

自動セット)

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。 また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間*1: 24時間365日

™ 0120-708-110

- *1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間 365⊟)
- ※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている 場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、 緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、 旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で 専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャル ワーカーがお応えします。

転院·患者移送手配 *2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の 手配の一切を承ります。

*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

介護アシスト

自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、 優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



付 時 間:

いずれも 土日祝· 年末・年始を除く •電話介護相談 :午前9時~午後5時 ・各種サービス優待紹介:午前9時~午後5時

0120-428-834

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービ スの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電 話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1 |をご利用いただく ことも可能です。

・1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関 のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の 仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報 をご提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介 *2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の 生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

- *2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。 *3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

・デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や 毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間:

いずれも

土日祝・ 年末・年始を除く

•法律相談 :午前10時~午後6時

・暮らしの情報提供

:午後 2時~午後4時 •税務相談 ・社会保険に関する相談 : 午前10時~午後6時

:午前10時~午後4時 **™**.0120-285-110

法律·税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間 電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html -※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく 電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

職場や家庭等で起こる様々な「こころ」の問題の解決をバックアップします。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、 暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

・メンタルヘルスサポート

【対象となる補償】

団体長期障害所得補償にご加入いただいた場合

自動セット

受付時間: 午前9時~午後9時 〔日祝を除く〕

0120-783-503

メンタルヘルス電話相談

職場や人間関係に関するお悩み等、メンタルヘルスについて看護師等にお電話でご相談いただけます。

18

・認知症アシスト

自動セット 【対象となる補償】

本人やご家族等を支えるサービスまで、幅広くご提供します。

介護補償にご加入いただいた場合



受付時間: いずれも 土日祝・ 年末・年始を除く

・「認知症の人と家族の会」紹介:午前9時~午後5時

0120-775-677

・脳の健康度チェック :午前9時~午後5時

00.0120-002-531

·認知症介護電話相談 :午前9時~午後5時

00.0120-801-276

脳の健康度チェック

パソコン・スマートフォン・タブレットを用いたトランプテストで「脳の健康度」をセル フチェックできるサービス『のうKNOW』をご提供します。保険の対象となる方ご 自身にて短時間(約15分)で測定することができ、定期的に脳の健康度チ エックに取り組んでいただけます。

- ※本サービスは診察および診断等の医療行為を行うものではありません。
- ※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
- ※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただ けない場合があります。

認知症介護電話相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、認知症の対処法等のご相談に電 話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラ ム*1」をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のお すすめや専門医療機関のご案内等を行います。

「認知症の人と家族の会」の紹介

認知症の方またはそのご家族の方に対して、「(公社)認知症の人と家族の 会*2」をご紹介します。*3

- *2 認知症とともに生きることの支援や、認知症に対する社会的理解を広める啓発活動を 行っている法人です。
- *3 年会費については、お客様にご負担いただきます。

脳機能向上トレーニング

(株)NeUが提供する脳機能向上トレーニング(『脳を鍛えるトレーニング』)をご 利用いただけます。

監修は、「脳トレ」第一人者の川島隆太氏で、長年にわたる脳科学研究の知 見を基にしています。

本トレーニングは、記憶力や注意力等脳機能の維持向上を目的としたもので あり、継続的なトレーニングにより効果を実感することができます。

脳機能向上トレーニング『脳を鍛えるトレーニング』

[ホームページアドレス] https://tmnf-brain-training.jp



左記二次元コードを読み取り、 表示に従い、加入者証券番号の 入力およびユーザ登録を行っていた だきご利用ください。



監修: 川島隆太氏

- ※本トレーニングは医療行為を行うものではありません。※本トレーニングは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
- ※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただ けない場合があります。

・いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル

【対象となる補償】

弁護士費用等(人格権侵害等)にご加入いただいた場合

いじめや嫌がらせ、痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたとき等に、対応方法について 提携の弁護士にお電話にてご相談いただけます。

- ※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
- ※職務遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛は対 象外です。
- ※いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤルは問題解決のご支援を行うためのもので、すべ ての問題解決を保証するものではありません。

・いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス: 午前10時~午後6時 受付時間:

いずれも 十円祝: 年末・年始を除く **0120-300-575**

・痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス: 午前7時30分~午前9時30分/ 午後5時~午後10時

0120-106-670

いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス

いじめや嫌がらせ等の被害に関する対応方法(加害者への損害賠償請求、 弁護士からの文書送付等)について弁護士に電話で相談できます。

※弁護士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

【対象となる相談内容】

以下のいずれかの行為による精神的苦痛に対する相談を対象とします。

- ・いじめ・嫌がらせ・痴漢・ストーカー行為
- ・自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害

痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス

痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたときに、駅のホームや駅員室等から、 その場での対応方法について弁護士に電話で相談できます。

なお、弁護士との接見および事故現場への駆けつけを行うものではありません。 ※いざという場合にすぐに弁護士にご相談いただけるよう、携帯電話等にフ リーダイヤルの番号をご登録いただくことをおすすめします。

ご注意ください (各サービス共通)

ご相談のご利用は、保険期間中(認知症介護電話相談については、てん補期間中も含みます。)にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契 約が継続している場合に限ります。

自動セット

- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といい ます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限ります。 ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシスト、介護アシスト、メンタルヘルスサポートの電話相談および認知症アシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異
- *2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

25TC-003114 2025年10月作成

公的介護保険制度とは

[公的介護保険制度の概要]

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

[公的介護保険制度の被保険者(加入者)と受給要件]

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	39歳以下	40歳以上64歳以下*1	65歳以上
被保険者	被保険者ではない	第2号被保険者	第1号被保険者
受給要件	対象外	要介護、要支援状態が、未 期がん・関節リウマチ等の加 齢に起因する疾病(16種類 の特定疾病)による場合に 限定	原因を問わず以下の状態と なったとき ● 要介護状態 (寝たきり、認知症等で介護 が必要な状態) ● 要支援状態 (日常生活に支援が必要な 状態)

^{*1} 公的医療保険(国民健康保険・被用者保険)の加入者である必要があります。

[公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分について]

公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられており、さらに、要支援は2つに、要介護は5つに分けられています。

状態区分		状態像	
非該当 (自立)		歩行や起き上がり等の日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、 電話の利用等の手段的日常生活動作を行う能力もある状態。	
曲士控	1	日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。	
要支援	2	要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。	
	1	要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。	
	2	要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。	
要介護	3	要介護 2 の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著し く低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。	
	4	要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。	
	5	要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。	